様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2025年12月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）たなべうんゆかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 田辺運輸株式会社  （ふりがな）こやなぎ　しょういち  （法人の場合）代表者の氏名 小柳　照一  住所　〒949-0301  新潟県 糸魚川市 大字須沢字後久３８２８番地  法人番号　7110001021738  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社のDX推進への取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社ホームページ  　https://www.tanabe-unyu.co.jp/company/pdf/DX%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E7%99%BA%E4%BF%A1%E7%A2%BA%E5%AE%9A%EF%BC%89.pdf  　記載箇所：１．DX推進トップメッセージ・経営方針  ページ：2、3 | | 記載内容抜粋 | ①　　田辺運輸株式会社を取り巻く事業環境は、かつてないほどのスピードで変化しています。  労働人口の減少や働き方改革関連法による労働時間規制の強化、環境・エネルギー政策の加速、AIやIoTなどデジタル技術の急速な進展、そして顧客企業からの品質・トレーサビリティ要求の高度化など、私たちの業界を取り巻く環境は大きな転換点を迎えています。  　これらの変化は一見するとリスクでありますが、同時に、新たな成長の機会でもあります。  人手不足や燃料高といった課題を「効率化」や「付加価値化」へと転換し、データとデジタル技術の力で、より安全・確実・持続可能な事業運営を実現する――これが、当社が目指すDXの方向です。  ■ DXビジョン  「DXの推進で持続可能な未来を創る」  　当社は、デジタル技術を通じて業務プロセスを革新し、働き方改革の推進、環境負荷の低減、企業競争力の向上を実現します。  従業員一人ひとりがより働きやすく、社会に貢献できる企業として持続的に成長していくことを目指します。  ■ 事業別DX方針  1. 運送事業：AI・クラウド・テレマティクスによる最適化  　AIを活用した最適配車や動態管理を導入し、積載率・定時率・燃費効率を向上させます。  　ドライバーの労働時間管理・安全運転支援もデジタル化し、2024年問題への対応を強化。  　環境対応車両やエコ運転データを活用した\*\*「環境配慮型物流」\*\*を推進し、荷主企業から選ばれるパートナーを目指します。  2. 自動車整備・リース事業：次世代モビリティ対応へ  　EV・コネクテッドカー対応の整備体制を確立し、電子制御装置の診断や予防整備を強化します。  　自社整備力を生かして「安全・安心を担保したリースサービス」を展開し、車両のライフサイクル全体を支えるビジネスモデルへ進化します。  3. 建設事業：デジタル施工と人材育成の両輪  　ドローン測量・3D施工管理・ICT建機などを活用し、工程短縮と安全性向上を両立します。  　同時に、若手人材の採用・教育・資格取得支援を体系化し、技術継承と働きがいのある現場づくりを進めます。  「地域防災・インフラ維持の担い手」として、災害対応力を高め、地域から信頼される建設企業を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年11月実施の取締役会で、公表媒体の内容について承認済 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社のDX推進への取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社ホームページ  　https://www.tanabe-unyu.co.jp/company/pdf/DX%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E7%99%BA%E4%BF%A1%E7%A2%BA%E5%AE%9A%EF%BC%89.pdf  　記載箇所：２．DX戦略の策定  ページ：5、6 | | 記載内容抜粋 | ①　　当社を取り巻く環境は、労働力不足、労働時間規制の強化、環境負荷低減の要請、そしてデジタル技術の急速な進展といった大きな変化に直面しています。これらは一見リスクのように見えますが、同時に業務の効率化や新たなサービス創出、生産性向上、環境価値の提供といった大きな機会でもあります。  　田辺運輸株式会社は、この変化を前向きな成長の原動力と捉え、「DXの推進で持続可能な未来を創る」というビジョンのもと、全社を挙げてデジタル変革を推進してまいります。  1. 運送事業のDX戦略とデータ活用  　当社は、属人化してきた配車・運行・労務管理を抜本的に見直し、AI・クラウド・テレマティクスを活用することで、「効率化・安全性・環境対応を同時に実現する物流モデル」への転換を進めます。  　車両位置、運行ルート、積載状況、待機時間、燃費、安全運転記録などのデータをクラウド上に集約し、AIによる最適配車や動態管理を行うことで、待機時間の削減、積載率の向上、労務遵守の徹底を実現します。さらに、安全運転データを継続的に分析し、省エネ運行と事故予防を両立する新たな運行管理体制を確立します。  2. 自動車整備・リース事業のDX戦略とデータ活用  　整備事業では、「壊れてから直す」従来型整備から、データに基づく「予防整備」へと転換します。OBD故障コード、整備履歴、車両稼働データを統合し、AI診断により異常の兆候を早期に把握。入庫時期や整備内容を自動提案し、顧客へ最適なメンテナンスを提供します。  　また、EVや電子制御車両への対応力を強化し、地域で唯一の「次世代モビリティ対応センター」としての地位を確立します。さらに、リース車両のライフサイクルをIoTで一元管理し、安全・安心を担保したリースサービスを展開します。  3. 建設・土木事業のDX戦略とデータ活用  　建設分野では、経験依存型の施工管理から脱却し、ICTと人材育成を両輪に、生産性と安全性を両立する体制を築きます。  　センサーやドローン測量、現場アプリを活用して施工進捗や安全情報をリアルタイムで共有・分析し、工程の見える化と品質統制を強化します。さらに、デジタル教育ツールによる技能継承と若手育成を推進し、少人数でも高品質な施工を実現する「働きがいのある建設現場」を目指します。  4. 全社横断のDX戦略とデータ活用  　運送・整備・建設の各部門データを統合し、リアルタイムで経営判断に活用できる「データドリブン経営」へと進化します。  　営業・労務・原価・収益などの全社データを一元管理し、BIダッシュボードで即時に把握できる体制を整備します。これにより、需要変動への迅速な対応やコスト構造の最適化、取引先とのデジタル連携（EDI・オンライン受発注・API連携）を強化し、信頼性と競争力の高い企業基盤を構築します。  DX推進ロードマップ  DXの推進は、3段階のステップで着実に進めます。  \*\*STEP1（1年以内）\*\*では、属人化した業務を電子化・可視化し、社員がDXの効果を実感できる基盤を整えます。運送ではAI配車とデジタルタコグラフの導入、整備では故障・整備履歴の電子化、建設ではクラウド施工管理の試験運用を進め、全社的なBIダッシュボードを導入します。  \*\*STEP2（3年以内）\*\*では、データ活用を本格化し、安全・品質・働きやすさを両立できる仕組みを構築します。AIによる燃費・稼働データ分析、全リース車両の予防整備展開、BIM/CIMによる施工管理、そして社員教育のeラーニング化を進めます。  \*\*STEP3（5年以内）\*\*では、全社データを統合し、リアルタイム経営を実現します。運送ではCO₂排出原単位などの環境指標を公開し、整備では次世代モビリティ整備拠点としての地位を確立。建設では災害対応力とインフラ維持力を高め、「地域から選ばれる総合インフラサポート企業」へと進化します。  　DXは単なるシステム導入ではなく、「人とデジタルの融合による新しい働き方と価値創造」です。田辺運輸株式会社は、デジタルを全社員の共通言語とし、効率化・安全・品質・環境対応のすべてを高次元で実現することで、地域と社会から選ばれ続ける企業を目指してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　2025年11月実施の取締役会で、公表媒体の内容について承認済 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社のDX推進への取り組みについて  　記載箇所：３．DX戦略の推進方針  ページ：7、8 | | 記載内容抜粋 | ①　３.1　DX推進のための組織体制構築  　田辺運輸株式会社は、代表取締役をトップとする「DX推進委員会」を設置し、経営方針と直結した推進体制を構築します。  　委員会は、各事業部門（運送・整備・建設）の部門長に加え、情報システム、人事、総務の責任者で構成され、全社的なDX戦略の策定、進捗管理、リソース配分を統括する役割を担います。  　また、その下部組織として「DX推進室」を設置し、専門スタッフおよび現場リーダーが参画する四層構造により、戦略立案から現場実装までを一貫して遂行できる体制を確立します。  この体制は単なるIT導入部隊ではなく、  　・経営層が方向性を示し、  　・現場が実務を担い、  　・サポート部門が支援する、  という三位一体の仕組みを重視しています。  　DX推進委員会は定期的に会議を開催し、各部門の進捗・課題を共有し、必要に応じて方針修正・リソース再配分を行うことで、迅速かつ柔軟なデジタル変革を実現します。  ３.２　デジタル人材の育成・確保  　田辺運輸株式会社では、DXを支える人材を「利用人材」と「専門人材」の両輪で育成・確保する。単なるITスキル習得にとどまらず、データを理解し、現場課題を自ら解決できる“現場発のDX人材”を育てることを目指します。  3.2.1. 人材育成（既存社員のスキル強化）  　全社員教育  　　全社員を対象に、eラーニングや集合研修を通じてデジタルリテラシーを向上させます。  　　1年以内に全社員の80％以上がDX基礎研修を修了することを目標とします。　部門DXリーダーの育成  　　各事業部門から1〜2名を選抜し、データ分析・AI・システム活用に関する研修を実施します。  　　3年以内にすべての事業部門にDXリーダーを配置し、現場のデジタル推進力を高めます。  専門人材（DXプロジェクトマネージャー）の育成  　プロジェクト管理、ベンダー折衝、IT戦略立案などを担う社内DXプロジェクトマネージャーを育成し、3年以内に1〜2名を配置します。  3.2.2. 人材確保（外部人材・新規採用）  　社内の知見だけでは補えない専門分野に対応するため、外部パートナーとの連携と新規採用を積極的に行います。  外部連携  　システムベンダーなどと協働し、AI、クラウド、データ分析などの知見を取り入れる。　専門技術を持つ外部人材を短期・長期で活用し、社内スキルの底上げを図ります。  新規採用  　若手層を対象に「デジタル人材枠」を設け、将来的なDXの担い手を採用・育成する。　3年以内に1名以上、5年以内に若手を含む3名以上のデジタル人材チームを確立します。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　当社のDX推進への取り組みについて  　記載箇所：３．DX戦略の推進方針  ページ：8、9、10 | | 記載内容抜粋 | ①　３.３　DX推進におけるIT投資・環境整備方針  　当社は、運送・整備リース・建設の各事業におけるDX戦略を実現するため、「クラウド基盤」「データ連携」「セキュリティ強化」を三本柱とした全社共通のIT環境を整備します。  　分断されていた各システムを統合し、リアルタイムにデータを収集・分析できる体制を構築することで、業務の効率化・安全性の向上・環境対応の高度化を同時に達成します。  1年以内の基盤整備フェーズでは、クラウドを前提とした基幹システムの統合を進め、勤怠、点呼、配車、整備記録、施工工程、会計などをクラウド上で一元管理します。  　これにより、重複入力や転記作業を解消し、データ精度と処理速度を大幅に向上させます。また、IDや権限を統合管理しSSO（シングルサインオン）と多要素認証を標準化することで、高いセキュリティとガバナンスを確立します。さらに、各種申請や承認、日報、検査帳票を電子化し、ペーパーレス運用とリードタイムの短縮を実現します。  　BIダッシュボードによる基本KPI（案件別損益、稼働率、燃費、安全スコア等）の可視化を開始し、同時に全社員を対象にITリテラシー研修を実施し、「誰もがデジタルを使いこなせる状態」を標準とします。  3年以内の運用改善フェーズでは、運送・整備・建設それぞれのデータをクラウド上で連携させ、AI・BIによる需要予測、予防整備、工程最適化を現場運用に組み込みます。  　現場作業者がモバイル端末や音声入力・電子署名で記録できる環境を整え、ペーパーレス化率70%以上を目指します。顧客・協力会社向けのポータルサイトを整備し、輸送・整備・施工の進捗状況をリアルタイムで共有することで、問い合わせの削減と手戻り防止を図ります。  　さらに、端末防御（EDR）やモバイル端末管理（MDM）を導入し、年次リスク評価を定着化させることで、サイバーリスクや情報漏洩の未然防止を徹底します。  5年以内の拡張と進化フェーズでは、データ活用を経営層レベルにまで拡張し、各部門のKPIを統合した経営ダッシュボードを構築します。  　経営会議や戦略会議はリアルタイムデータを前提に運営され、迅速で精度の高い意思決定が可能となります。さらに、IoTセンサーを車両・整備機器・施工重機に展開し、稼働データや状態データをもとに故障予兆、安全スコア、燃費最適化を高度化します。  　環境面では、燃費・CO₂排出原単位などのサステナビリティ指標を可視化・対外発信し、社会的信頼と企業価値の向上につなげます。また、荷主EDIや気象・防災、自治体調達システムなど外部APIとの連携を拡充し、事業継続力（BCP）と透明性の強化を図ります。  今後の方針として、当社は「標準化 → データ活用 → 価値創出」の3段階を明確にし、都度のIT投資は「業務効率化」と「データ活用効果」の両軸で評価します。  　導入はBuy優先・必要最小限のBuildとし、社内外ベンダーと協働して既存システムの段階的な刷新を進めます。  データガバナンスの確立を重視し、データ辞書、品質ルール、KPI定義、ライフサイクル管理を全社で共有することで、再現性と継続性のある運用を実現します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社のDX推進への取り組みについて | | 公表日 | ①　2025年12月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　会社ホームページ  　https://www.tanabe-unyu.co.jp/company/pdf/DX%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E7%99%BA%E4%BF%A1%E7%A2%BA%E5%AE%9A%EF%BC%89.pdf  　記載箇所：４．DX戦略の成果指標（KPI）と見直しの進め方  ページ：13、14、15、16 | | 記載内容抜粋 | ①　DX戦略における主要KPI（達成指標）  　当社は、DXの推進によって「効率化・安全性・品質・環境対応」を同時に実現し、持続可能な企業経営を目指す。その効果を定量的に把握し、DX推進委員会にて四半期ごとにレビューを実施します。  　各指標は、事業部門ごとおよび全社横断で設定し、年度ごとの目標値を管理します。  【1．運送業部門KPI】  目的：効率化・環境対応・労務改善の三立を実現する。  CO₂排出原単位　▲5％改善（対2024年度比）  【2．自動車整備・リース部門KPI】  目的：予防整備とEV対応を通じた顧客満足・収益性向上。  予防整備実施率　50％以上  【3．建設・土木部門KPI】  目的：少人数施工でも品質・安全・納期を維持するデジタル現場の実現。  工程短縮率　＋10％向上  【4．全社横断KPI】  目的：データドリブン経営の確立と全社員参加型DXの推進。  営業利益率　＋2ポイント向上  【5．定性KPI（非数値評価）】  DXの進捗と文化醸成を測るための評価指標。  DX文化の浸透　年間20件以上 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月 1日 | | 発信方法 | ①　当社のDX推進への取り組みについて  　会社ホームページ  　https://www.tanabe-unyu.co.jp/company/pdf/DX%E6%8E%A8%E9%80%B2%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%EF%BC%88%E5%A4%96%E9%83%A8%E7%99%BA%E4%BF%A1%E7%A2%BA%E5%AE%9A%EF%BC%89.pdf  　ページ：4 | | 発信内容 | ①　　DXは単なるIT導入ではなく、「人とデジタルの力で会社を変革する」取り組みです。私たちは、全社員が一丸となってデジタルを学び、活かし、共に成長する企業文化を築きます。そして、DXを通じて「効率化・安全・品質・環境対応」を実現し、地域社会に貢献する総合インフラサポート企業として持続的に発展してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。